○農林水産省告示第八百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年六月四日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成十四年三月四日農林水産省告示第五百二十八号、平成十四年三月四日農林水産省告示第五百三十号（二に係るものに限る。）、平成十四年三月六日農林水産省告示第五百三十九号、平成十四年三月六日農林水産省告示第五百四十九号

㈡　変更に係る指定施業要件

1　立木の伐採の方法　変更しない。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

二　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

静岡県浜松市（次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

静岡県浜松市（次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

㈣　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

㈤　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年六月四日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

静岡県駿東郡小山町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び小山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年六月四日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岡山県苫田郡鏡野町羽出字きわ石谷四一七の一、四一七の五、四一七の六、四一七の八から四一七の二二まで、四一七の三五から四一七の三九まで、字岡古屋一五二二の一九、一五二二の二七、一五二二の二八、字六ツ合左平一六〇一の一、一六〇一の九、一六〇一の一二、一六〇一の一三、一六〇一の一七から一六〇一の三八まで、一六〇一の四〇から一六〇一の五八まで、一六〇一の六〇から一六〇一の六三まで、一六〇一の六五から一六〇一の七六まで、一六〇一の八五、一六〇一の九一から一六〇一の九三まで、一六〇一の一〇一から一六〇一の一一〇まで、字下足谷一六〇三の八、字二間屋瀧の上一七〇〇の二〇、一七〇〇の三八、字細越一七〇三の一、一七〇三の一二

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第六百十二号

共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）第三条第一項の規定に基づき、次のとおり共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年六月四日

国土交通大臣　前原　誠司

道路の種類　路線名　区間

一般国道　二十号　世田谷区上北沢四丁目一一六番三四から同区給田三丁目八〇七番二まで

○国土交通省告示第六百十三号

学校法人日本航空学園から日本航空学園双葉ヘリポートの施設変更許可申請があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十三条第二項において準用する同法第三十八条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年六月四日

国土交通大臣　前原　誠司

一　申請者の氏名及び住所　学校法人日本航空学園　山梨県甲斐市宇津谷四百四十五番地

二　空港等の名称及び位置　日本航空学園双葉ヘリポート　山梨県甲斐市

三　変更しようとする事項（変更前の事項については、平成八年運輸省告示第三十九号を参照。）

イ　空港等の範囲　第一図のうち、一点鎖線で囲まれた部分（総面積六千二百四十六平方メートル）

ロ　着陸帯Ａ　第一図及び第二図のうち、イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線で囲まれた区域（長さ二十五メートル　幅二十メートル）

ハ　滑走路Ａ

方位　北二百五十二度八分一秒東（真方位）

ニ　着陸帯Ａの進入区域　第二図のうち、イ、ホ、ヘ、ロ及びイ並びにハ、ト、チ、ニ及びハの各点をそれぞれ順次に結んだ線で囲まれた台形の区域

ホ　着陸帯Ａの進入表面　第二図のうち、着陸帯の短辺（ハニ）に接続し、かつ、水平面に対し上方へ八分の一のこう配を有する平面及び着陸帯の短辺（イロ）に接続し、かつ、水平面に対し上方へ二分の一のこう配を有する平面であって、それぞれの投影面が進入区域と一致するもの

ヘ　着陸帯Ａの転移表面　第二図のうち、進入表面の斜辺（イホ及びニチ並びにロヘ及びハト）を含む平面及び着陸帯の長辺（イニ及びロハ）を含む平面であって、着陸帯の中心線を含む鉛直面に直角な鉛直面との交線の水平面に対するこう配が進入表面又は着陸帯の外側上方へ二分の一であるもののうち、進入表面の斜辺を含むものと当該斜辺に接する着陸帯の長辺を含むものとの交線（イカ及びニワ並びにロリ及びハヌ）、これらの平面と水平表面を含む平面との交線（ホカ、カワ及びワヲ並びにヘリ、リヌ及びヌル）及び進入表面の斜辺（イホ及びニヲ並びにロヘ及びハル）又は着陸帯の長辺（イニ及びロハ）により囲まれる部分

四　変更しようとする事項に係る施設の供用開始の予定期日　平成二十二年九月三十日